

登録を受けた ETC2.0 車載器から収集した情報の利用等に関する規約（平成 31 年 4 月 1 日  
国道車第 69 号 道路局道路交通管理課長制定）

最近改正：令和 4 年 3 月 30 日 国道車第 89 号

（目的）

第一条 この規約は、「ETC2.0 車載器登録規程」（平成 31 年国土交通大臣告示第 507 号）に基づいて、ETC2.0 車載器登録ファイルへの登録を受けた ETC2.0 車載器から無線の発信によって収集した通行経路の記録その他の情報の利用その他の取扱いについて定めるものです。

（定義）

第二条 この規約において「特定プローブ情報」とは、「特定道路管理者」が管理する DSRC 路側無線機（協定等に基づき他の者が管理するものを含む。以下同じ。）との無線の発信によって ETC2.0 車載器登録ファイルへの登録を受けた ETC2.0 車載器から収集された「プローブ情報」及び当該 ETC2.0 車載器の「車載器特定情報」をいいます。

2 この規約において「特定道路管理者」とは、国土交通大臣、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社をいいます。

3 この規約において「指定登録確認機関」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四十六第一項に規定する指定登録確認機関をいいます。

4 この規約において「プローブ情報」とは、次のものをいいます。

- 一 通行経路の記録（通行開始地点と通行終了地点の記録を含む。）
- 二 急ブレーキその他の車両の動きの記録

5 この規約において「車載器特定情報」とは、次のものをいいます。

- 一 ETC2.0 車載器の製造者名、型番並びに当該 ETC2.0 車載器に割り振られた車載器管理番号及び ASL-ID
- 二 自動車の自動車登録番号（一連指定番号を除く。）

（特定プローブ情報等の利用）

第三条 特定道路管理者は、特定プローブ情報を次の用途に使用することができます。

- 一 車両の通行経路の確認
- 二 車両の通行経路の確認の有効性の検証

2 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器特定情報を除去したものを道路に関する調査・研究その他道路の管理のために利用することができます。

3 指定登録確認機関は、特定プローブ情報を同法第四十八条の四十九第一号に規定する登録等事務の実施に使用するほか、当該特定プローブ情報から車載器特定情報を除去したものを同条第三号に掲げる業務として行う道路に関する調査・研究その他の道路の交

通の適切な管理に資する業務のために利用することができます。

- 4 特定道路管理者及び指定登録確認機関は、前3項に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を利用することはできません。

(特定プローブ情報の提供)

第四条 ETC2.0 車載器の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、登録に係る自動車について、特定道路管理者への特定プローブ情報の提供を拒むことはできません。

(特定プローブ情報の第三者への提供)

第五条 特定道路管理者は、道路の管理に利用するため、その管理する DSRC 路側無線機によって収集した特定プローブ情報を国土交通大臣その他の道路管理者及び指定登録確認機関に提供することができます。

- 2 国土交通大臣その他の特定道路管理者及び指定登録確認機関は、前項の規定に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を第三者に提供することはできません。

(特定プローブ情報の管理等)

第六条 特定道路管理者及び指定登録確認機関は、特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。

- 2 特定道路管理者及び指定登録確認機関は、特定プローブ情報を利用する必要がなくなったときは、速やかに当該特定プローブ情報を消去します。
- 3 特定道路管理者には、特定プローブ情報を提供した第三者及び協定等に基づき DSRC 路側無線機を管理する者が当該特定プローブ情報を適切に管理するよう指導する責任があります。

(登録の変更等)

第七条 登録を受けた氏名又は名称及び住所に変更を生じた場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

- 2 登録を受けた自動車の自動車登録番号、車載器管理番号若しくは ASL-ID に変更を生じた場合又は登録に係る ETC2.0 車載器若しくは自動車の使用を廃止した場合には、登録を受けた事項の抹消を申請するものとします。

(規約の変更)

第八条 本規約は変更されることがあります。この場合にあっては、変更後の規約が変更前の規約に優先します。

- 2 本規約が変更された場合には、その内容をホームページに掲示する方法により周知します。

(問い合わせ先)

第九条 本規約に関する問い合わせ先は、国土交通省 道路局道路交通管理課 03-5253-8111 (代) とします。

附 則 （令和4年3月30日 国道車第89号）

この通達は、令和4年4月1日から適用する。